

厚生委員会報告資料

令和 8 年 8 月 1 9 日

報告事項件名	頁
1 夜間・休日もつながるオンライン就労相談事業の開始について	2
2 セーフティネットあだち運營業務委託プロポーザルの実施について	5
3 「あだち食料品等物価高支援給付金」申請率およびアンケート結果につ いて	7
4 足立区地域包括支援センター事業業務受託事業者評価委員会の評価結果 について	1 5
5 介護保険料の外国語による納付勧奨メッセージのSMS送信開始について . .	2 1
6 足立福祉事務所第二次滞納対策アクションプラン（R6～R8）の取組み報 告について	2 2
7 生活保護費基準引下げ処分取消等請求訴訟の最高裁判決を踏まえた生活 保護費の追加給付における申請受付期間及び支給スケジュールについて	2 9

(福 祉 部)

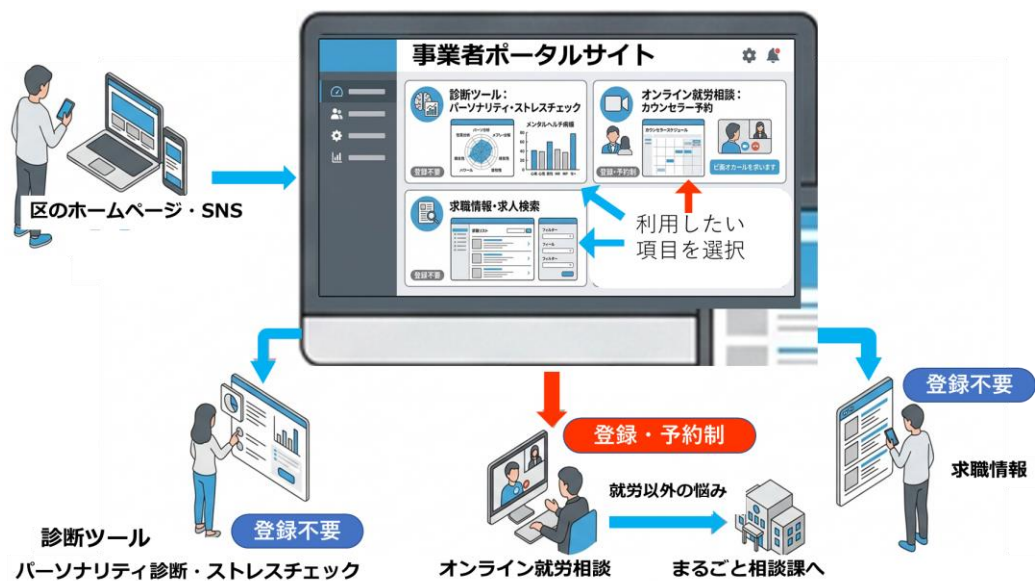
厚生委員会報告資料

令和8年8月19日

件名	夜間・休日もつながるオンライン就労相談事業の開始について																										
所管部課名	福祉部 福祉まると相談課																										
内容	包括的な相談窓口である「まると相談」に多く寄せられる就労相談について、その支援体制をさらに拡充するため、以下のとおり「夜間・休日においても対応可能なオンライン就労相談事業」の業務委託を開始する。 1 事業の目的 (1) 日中に相談時間を確保することが困難な在職者や子育て世代等に対し、夜間・休日におけるオンラインの相談環境を整備することで、潜在的な就労ニーズや相談需要の掘り起こしを図る。 (2) 多様な相談手段を構築することで、背景にある隠れた課題を早期に把握し、「まると相談」へ迅速につなぐことにより、課題の深刻化・複雑化を未然に予防する。 2 新たに掘り起こしを想定している利用者 (1) 就労、育児、介護等の理由により、平日の日中に対面相談を行うことが困難な方 (2) 心理的ハードル等から、来所ではなくオンラインでの相談を希望する方 3 夜間・休日もつながるオンライン就労相談で行えること <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>機能</th><th>内容</th><th>対応時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>オンラインキャリアカウンセリング</td><td>国家資格を持つ相談員による「ビデオ・チャット・電話」でのオンライン相談。 (登録要・事前予約制)</td><td>平日 18時～25時 土日・祝日 6時～25時</td></tr> <tr> <td>2</td><td>診断ツール</td><td>パーソナリティ診断やストレスチェックなど自己診断ツールの提供。</td><td>いつでも利用可</td></tr> <tr> <td>3</td><td>就労支援情報</td><td>区の就労支援情報やハローワーク等の求人情報を集約し、掲載・提供を行う。</td><td>いつでも利用可</td></tr> <tr> <td>4</td><td>伴走支援</td><td>キャリアカウンセリング後の継続相談・就労定着支援。</td><td>相談に応じ随時実施</td></tr> <tr> <td>5</td><td>関係機関へのつなぎ</td><td>就労以外の悩みの相談があった場合は事業者から「まると相談」へつなぎを行う。</td><td>相談に応じ随時実施</td></tr> </tbody> </table>				機能	内容	対応時間	1	オンラインキャリアカウンセリング	国家資格を持つ相談員による「ビデオ・チャット・電話」でのオンライン相談。 (登録要・事前予約制)	平日 18時～25時 土日・祝日 6時～25時	2	診断ツール	パーソナリティ診断やストレスチェックなど自己診断ツールの提供。	いつでも利用可	3	就労支援情報	区の就労支援情報やハローワーク等の求人情報を集約し、掲載・提供を行う。	いつでも利用可	4	伴走支援	キャリアカウンセリング後の継続相談・就労定着支援。	相談に応じ随時実施	5	関係機関へのつなぎ	就労以外の悩みの相談があった場合は事業者から「まると相談」へつなぎを行う。	相談に応じ随時実施
	機能	内容	対応時間																								
1	オンラインキャリアカウンセリング	国家資格を持つ相談員による「ビデオ・チャット・電話」でのオンライン相談。 (登録要・事前予約制)	平日 18時～25時 土日・祝日 6時～25時																								
2	診断ツール	パーソナリティ診断やストレスチェックなど自己診断ツールの提供。	いつでも利用可																								
3	就労支援情報	区の就労支援情報やハローワーク等の求人情報を集約し、掲載・提供を行う。	いつでも利用可																								
4	伴走支援	キャリアカウンセリング後の継続相談・就労定着支援。	相談に応じ随時実施																								
5	関係機関へのつなぎ	就労以外の悩みの相談があった場合は事業者から「まると相談」へつなぎを行う。	相談に応じ随時実施																								

4 利用イメージ

- (1) 区ホームページ等から事業者が作成したポータルサイトへアクセス。
- (2) 各種メニューから自分の利用したい項目を選択。
- (3) オンラインによる就労相談は、利用登録のうえ相談予約を行う。
(対応可能時間の予約枠から選択)
- (4) ストレスチェック・パーソナリティ診断ツールは、自身による利用のほか、オンライン就労相談時の相談資料としても活用可能。
- (5) 就労支援情報については、集約した情報のほか、事業者が開拓した求人情報も掲載を行う。
- (6) オンライン就労相談後、就労以外の悩みや就労よりも優先的に解決する課題についての相談があった場合は、本人同意のうえ、福祉まるごと相談課へつなぐ。



5 契約に関する情報

- (1) 契約者 () 内は所在地
株式会社 Compass
(兵庫県神戸市中央区浪花町56 起業プラザひょうご内)
- (2) 契約金額
13,112,000円
- (3) 契約期間
令和8年7月7日～令和9年3月31日
- (4) 入札方法
指名競争入札

6 事業開始日

令和8年10月1日(木)

7 周知方法

- (1) 区公式 LINE による事業開始の案内
- (2) 就労関係事業者へ周知の協力を依頼
- (3) 豆の木メールによる発信
- (4) X、facebook による説明動画の発信
- (5) あだち広報（9月25日号）
- (6) 区ホームページ
- (7) チラシの配架・配布

8 今後の方針

単なる就労相談にとどまらず、今まで把握できていなかった潜在的な悩みを抱えている方にもより支援が届くよう、本体である「まるごと相談」との連携を図っていく。また、今年度の実施結果について効果検証し、事業の継続を含め、効率化に向けた検討を行っていく。

厚生委員会報告資料

令和8年8月19日

件 名	セーフティネットあだち運営業務委託プロポーザルの実施について
所管部課名	福祉部 福祉まると相談課
内 容	セーフティネットあだち（ひきこもり支援）運営業務委託の公募型プロポーザルの実施について、以下のとおり報告する。 1 業務名 セーフティネットあだち（ひきこもり支援）運営業務 2 業務目的、内容 (1) 業務目的 ひきこもり状態にある本人及びその家族等に対して、専門的な相談支援等を通じて積極的に信頼関係を構築・維持するとともに、当事者等の尊厳と自己肯定感の回復を図ることを主要な目的とする。 (2) 業務内容 ア 相談事業：電話・メール・来所面談・訪問による相談支援 イ 居場所事業：対面およびオンラインの居場所による支援 (3) 業務実施場所 学びピア21（足立区千住5-13-5）7階 3 プロポーザルを実施する理由 (1) ひきこもり支援における事業者の専門性・実績等を総合的に評価し、様々な背景を持つご本人・ご家族に寄り添った質の高い支援を確保するため (2) 一定の競争の下、事業者には運営のアイデア・創意工夫を求め、より良い支援につなげるため ※ 現在は（株）キズキと令和6年度から年度ごとに随意契約 4 業務委託期間（案） 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）となるよう、9月補正にて債務負担期間等変更の予算措置を行う予定である。 【補正を行う理由】 ① 長期的な支援体制の確立と事業者の安定確保 本事業は対象者への長期的かつ継続的な伴走支援が不可欠であることから、債務負担期間変更により業務委託期間を当初の1年間→5年間とすることで、事業者の安定的な確保を図るとともに、利用者が安心して相談できる環境を構築し、中長期的視点による効果的な支援を展開するため。 ② 利用者の急増に伴う事業費の適正化 「セーフティネットあだち」の相談者および居場所利用者が令和7年度中に大幅に増加した。これに伴い再積算を行ったところ、当初想定の前算枠では専門性の維持や安全な事業運営が困難であることが判明した。そのため、債務負担金額についても増額補正を行う予定である。

5 選定委員会委員構成

委員区分	人数	役 職 等
学識経験者	1	大学准教授
外 部	2	家族会関係者、足立区社会福祉協議会
区職員	2	管理職

6 今後のスケジュール（予定）

- (1) 令和8年 8月26日（水） 第1回選定委員会《募集要件等の決定》
- (2) 令和8年11月20日（金） 第2回選定委員会《提案書提出者の選定》
- (3) 令和9年 1月18日（月） 第3回選定委員会《提案書の特定》

厚生委員会報告資料

令和8年8月19日

件名	「あだち食料品等物価高支援給付金」申請率およびアンケート結果について		
所管部課名	福祉部 物価高騰重点支援給付金担当課		
内 容	「あだち食料品等物価高支援給付金（1人1万円）」の申請率およびアンケート結果について、以下のとおり報告する。		
	1 給付金の申請状況		
	(1) 申請率（令和8年8月9日時点）		
	区分	対象	申請
	第1弾 プッシュ型で 口座振込（非課税 世帯等）	83,687 世帯	83,685 世帯
	第2弾 セブン銀行 ATM 等で受け取り（課 税世帯等）	302,327 世帯	274,808 世帯
	計	386,014 世帯	358,493 世帯
	(2) 未申請内訳		
	区分 世帯主年代	世帯数	%
	10代	342 世帯	1.2%
20代	8,395 世帯	30.5%	
30代	5,429 世帯	19.7%	
40代	3,566 世帯	13.0%	
50代	3,982 世帯	14.5%	
60代	2,249 世帯	8.2%	
70代	1,666 世帯	6.1%	
80代以上	1,892 世帯	6.9%	
計	27,521 世帯		
※ 端数処理の都合上、構成比計が 100%にならない場合があります。			

2 セブン銀行ATM最終受取期限について

(1) 8月9日(日)時点で2,171世帯が受取期限超過となっている。

世帯主年代	送金登録数 (A)	受取期限超過数 (B)	期限超過率 (B/A)
10代	656 世帯	16 世帯	2.44%
20代	36,572 世帯	631 世帯	1.73%
30代	43,772 世帯	390 世帯	0.89%
40代	43,789 世帯	289 世帯	0.66%
50代	53,392 世帯	337 世帯	0.63%
60代	34,613 世帯	194 世帯	0.56%
70代	22,810 世帯	142 世帯	0.62%
80代以上	16,124 世帯	172 世帯	1.07%
計	251,728 世帯	2,171 世帯	

(2) 申請が完了しているにもかかわらず、8月17日(月)時点で給付金を受け取っていない世帯に対し、8月18日(火)に最後の送金登録(最大3回目)を実施した。受取期限は受取最終日の8月31日(月)。

なお、8月17日以前に3回目の送金登録を実施した398世帯は、除外する。

(3) 【参考】申請・受給勧奨の取り組み

	取り組み	電子申請	郵送申請
申請	再勧奨通知	5月中旬に再勧奨通知を郵送(約76,500通)	
	ポスター掲示	6月上旬に区内施設(104か所)、区内6大学へポスター掲出を依頼	
申請・受給	あだち広報	申請・受給を促す記事を掲載(令和8年3月25日号、令和8年6月10日号)	
	HP SNS	申請および受取期限内での受給を促す情報発信を実施(SNSは8回発信)	
	その他	5月開催「足立の花火」プログラムパンフレットに、広告を掲載。 6月上旬に福祉系NPO法人へ各団体が支援する区民に申請・受給を促していただくよう、メールにて依頼。	

	取り組み	電子申請	郵送申請
受給	受取期限のリマインド	受取期限3日前に、セブン・ペイメントサービスよりリマインドメールを送信（57.3%が受給）	なし ※ セブン・ペイメントサービスのリマインド機能は、メールのみ対応
	再度の送金登録	5月以降、受取期限超過世帯を対象にプッシュ型の再度の送金登録を実施（新たな30日間の受取期限）	
		（55.5%が受給）	（80.5%が受給）
	受取案内通知方法の変更	6月以降、プッシュ型再度の送金登録で未受給となった世帯を対象に、セブン・ペイメントサービスからの受取案内をメールから圧着はがきに変更のうえ、プッシュ型送金登録を実施（新たな30日間の受取期限、81%が受給）	なし ※ メールアドレスを把握していないため、メール通知に変更不可
	区からの通知	5月以降、プッシュ型の再度の送金登録時に、区から受給勧奨のメールを送信	5月以降、プッシュ型の再度の送金登録時に、区から受給勧奨の通知を郵送

3 オンラインアンケート検証結果について

- （1）主な使途は全世代で「食料品の購入（自炊）（65.4%）」が最も多く、次いで「日用品の購入（16.1%）」となった。「給付金は生活の助けになった」との意見も多く、物価高騰支援の目的に即した使途となっている。
- （2）給付金の主な使用地域は区内店舗が約84%と最も多く、地域経済の活性化に寄与した。
- （3）物価高騰対策としての有効性を74%が評価した。一方で、「有効」「効果なし」のいずれの回答者においても「1万円という金額は、現在の急激な物価高騰に対して不足している」、「ないよりは良いが、継続的な対策（減税・社会保険料の引き下げ）をすべき」との声が多かった。

- (4) セブン銀行ATMでの給付は、約84%が「オンライン申請からATMでの受取操作までの手続きが簡単」、約82%が「申請から受給までのスピードに満足」と評価した。今後、同様の給付金を実施される場合、約75%がセブン銀行ATMでの受給を希望している。
- (5) 上記「手続きが簡単」だと評価した区民のうち、60代以下(84.8%)と70代以上(69.8%)では15ポイントの差があった。しかし、70代以上の約72%が今後もセブン銀行ATMでの受給を希望し、30～40代と同割合であることから、苦手意識はあるがオンライン化のメリットを実感していることが分かる。

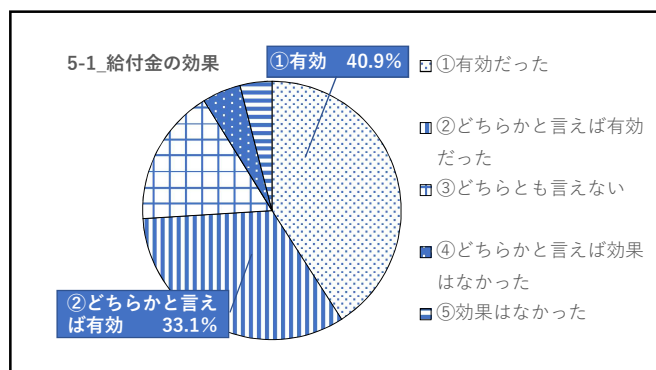
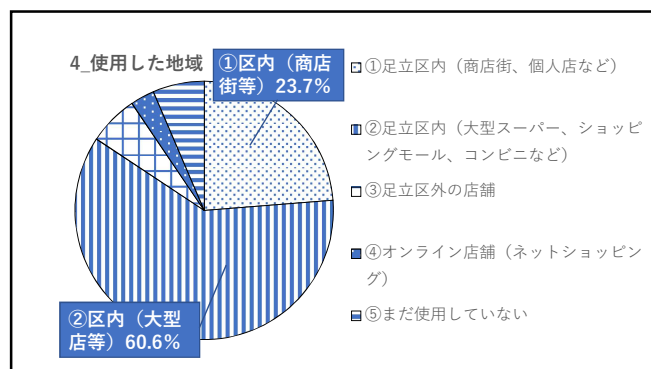
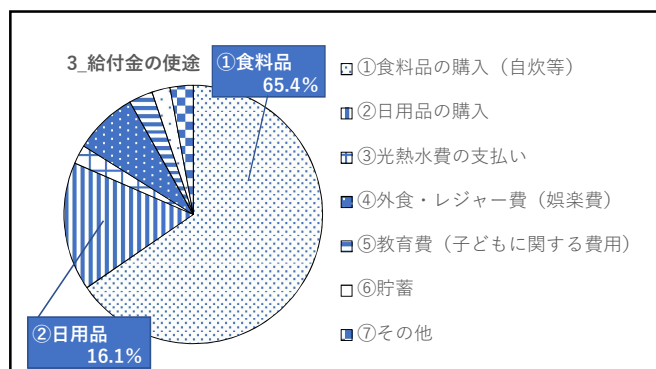
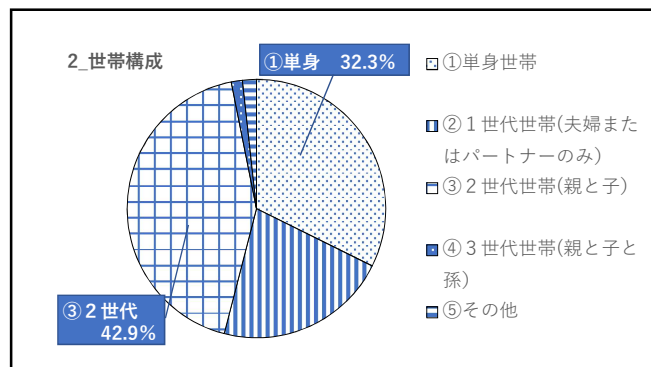
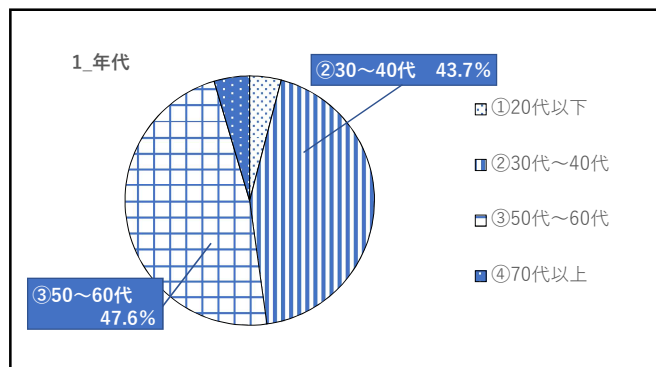
4 申請相談窓口利用者アンケート検証結果について

- (1) 「主な用途(複数回答可)」「主な使用地域(複数回答可)」は、オンラインアンケート回答者同様の結果であった(全世代で「食料品の購入」「日用品の購入」の順に多く、「区内店舗」での利用が約87%)。
- (2) 物価高騰対策としての効果を約65%が評価した。
- (3) 窓口の主な利用目的(複数回答可)は、「スマートフォン等の操作が苦手・所有していない(約29%)」「直接相談したかった(約27%)」であった。区としてDX推進を進める一方で、デジタルに不慣れな層へのサポート体制の継続が必要である。
- (4) 今後、同様の給付金を実施される場合の受取方法(複数回答可)は、「指定口座への振り込み(75.2%)」が最も多く、「セブン銀行ATM(17.8%)」とは約57ポイントの差となった。今後、同様の給付金を実施される場合、口座振込を選択肢として残す必要がある。

5 調査概要

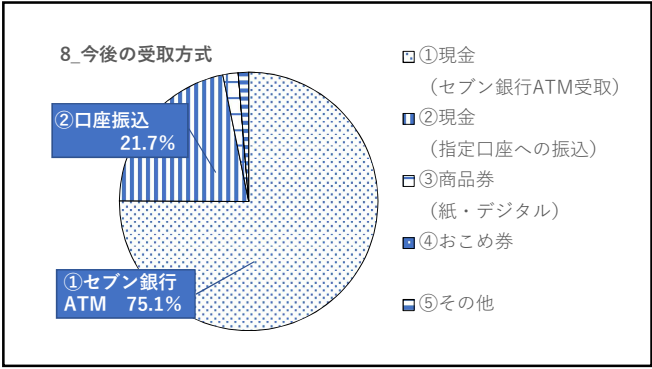
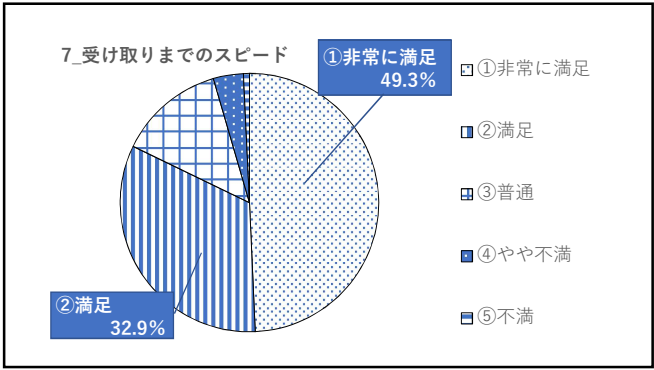
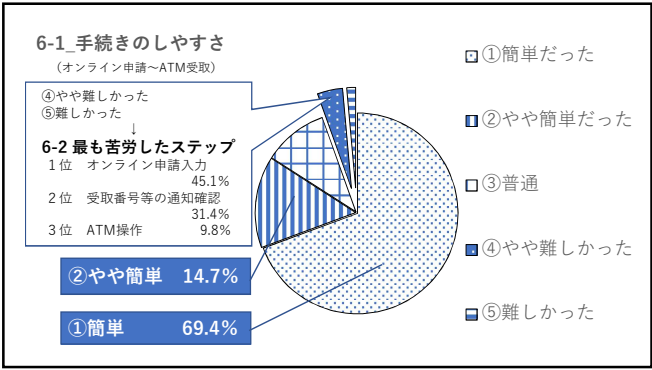
項 目	オンライン	窓 口
期 間	5月15日(金)～ 5月31日(日)	4月1日(水)～ 5月29日(金)
対 象	オンライン申請をし、セブン銀行ATMで受給済みの世帯主(無作為抽出)	申請相談支援窓口(本庁1階アトリウム)利用者(未受給者を含む、任意回答)
回 答 率	18.6%(931名/5,000名)	12.9%(154件/1,194件)
設 問 数 (所要時間)	10問(約2分)	8問(約2分)
調査方法	対象者へメールを送信し、足立区オンライン申請システムでの回答を依頼	窓口利用後に、アンケート記入を依頼
結 果	別紙1	別紙2

「あだち食料品等物価高支援給付金」オンラインアンケート(結果)

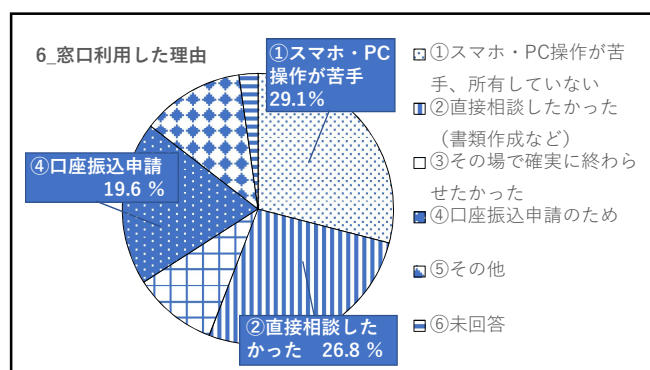
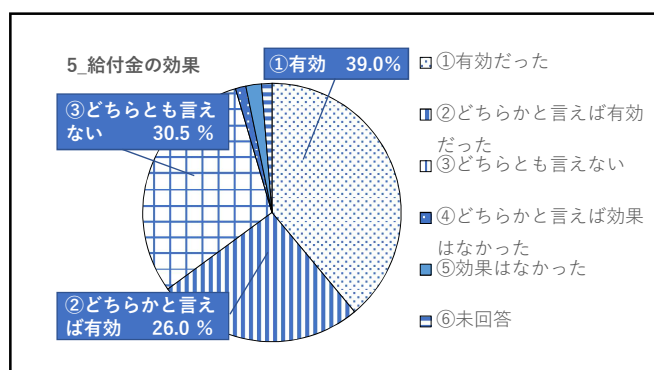
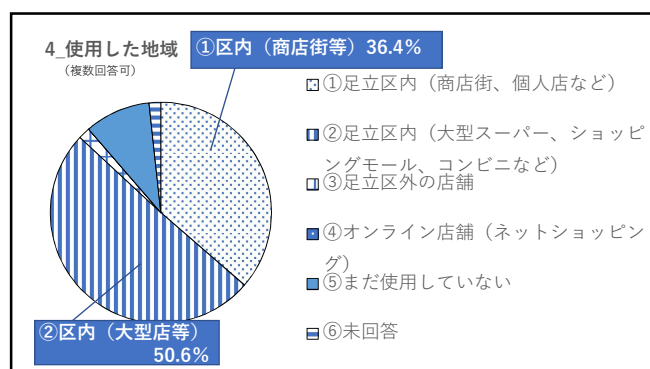
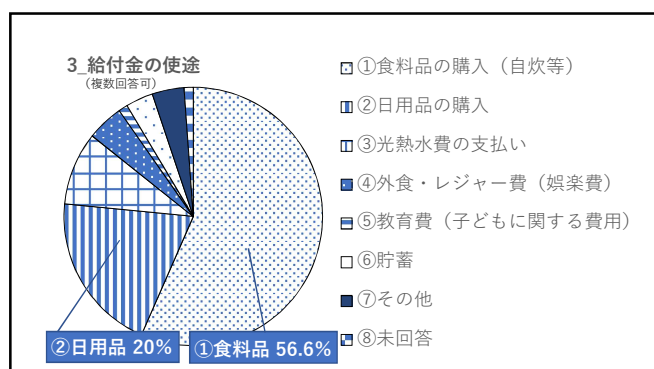
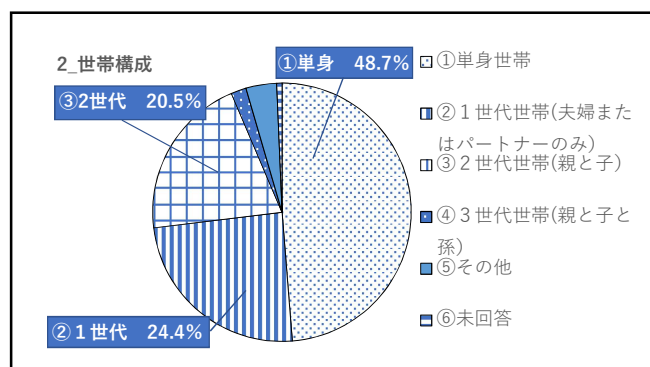
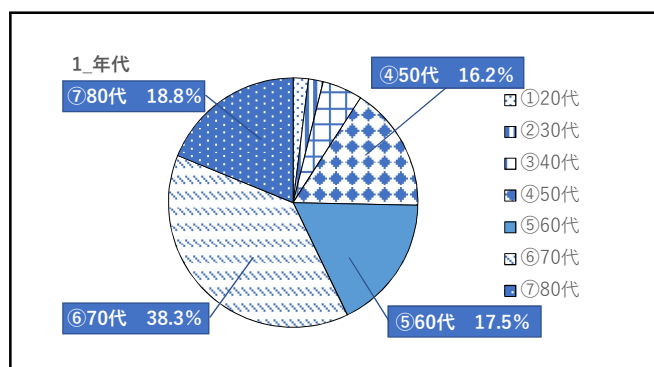


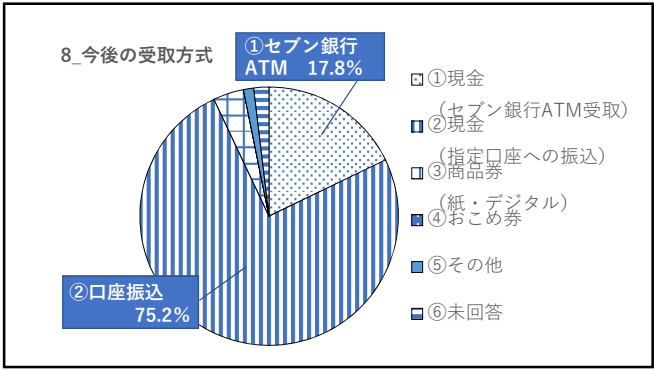
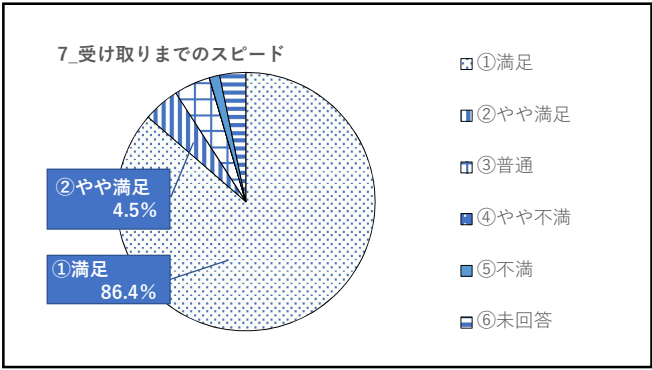
5-2_「5-1_給付金の効果」を選択した理由(自由記載)

5-1_回答	理由
①有効	● 主に日用品を買いましたが、あっと言う間になりました。一時的な効果ではなく継続的な対策を望みます。
②どちらかと言えば有効	● 申請から受け取りまで非常に短期間且つ分かりやすく、貯蓄では無く支出に回そうと直ぐに思えたから。 ● 金額の実影響より、心理的な効果があった。 ● 進学費の多い春で、食費が助かったため。
③どちらとも言えない	● 国が消費税率を下げない限りダメだろう。自治体が頑張っても焼け石に水になるだろう。 ● 1回のみ給付金交付では物価高騰対策に効果はないと思ったから。
④どちらかと言えば効果なし	● 単発ではなく継続的な支援が欲しい。
⑤効果なし	● おこめ券よりはマンだが、ひとり1万円だった1回の給付で現状が良くなるわけではない。 ● 消費税の減税を自治体からも国に訴えて欲しい。 ● 対象者を絞って金額を増やすべき。



「あだち食料品等物価高支援給付金」窓口アンケート（結果）





厚生委員会報告資料

令和8年8月19日

件名	足立区地域包括支援センター事業業務受託事業者評価委員会の評価結果について																																								
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者はつらつ支援課																																								
内容	地方自治法の趣旨に基づき、区内25カ所ある地域包括支援センター（以下、「ホウカツ」という。）の業務委託は、プロポーザル方式による事業者の選定を令和7年度から年3カ所ずつ実施している。 また、ホウカツ新田は、令和5年度に受託者変更があり、公募型プロポーザル方式にて事業者を特定している。 プロポーザル方式により特定し委託している足立区地域包括支援センター事業業務受託事業者について、評価委員会を開催したので、以下のとおり評価結果を報告する。 1 プロポーザル方式により特定された受託事業者 <table><tr><th>No.</th><th>ホウカツ名</th><th>受託法人（代表者）</th><th>契約初年度</th></tr><tr><td>1</td><td>ホウカツ新田</td><td>社会福祉法人 白寿会 （理事長 川名康氏）</td><td>令和5年度</td></tr><tr><td>2</td><td>ホウカツ扇</td><td>社会福祉法人 白寿会 （理事長 川名康氏）</td><td>令和8年度</td></tr><tr><td>3</td><td>ホウカツ東和</td><td>社会福祉法人 健修会 （理事長 白川理香）</td><td>令和8年度</td></tr><tr><td>4</td><td>ホウカツはなはた</td><td>社会福祉法人 聖風会 （理事長 近藤常博）</td><td>令和8年度</td></tr></table> 2 評価結果 <table><tr><th>No.</th><th>ホウカツ名</th><th>合計点（平均点）</th><th>更新可否</th></tr><tr><td>1</td><td>ホウカツ新田</td><td>492点（98.4点）</td><td>○（4回目）</td></tr><tr><td>2</td><td>ホウカツ扇</td><td>459点（91.8点）</td><td>○（1回目）</td></tr><tr><td>3</td><td>ホウカツ東和</td><td>433点（86.6点）</td><td>○（1回目）</td></tr><tr><td>4</td><td>ホウカツはなはた</td><td>493点（98.6点）</td><td>○（1回目）</td></tr></table> 3 更新期間 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで ※ 履行状況が良好な場合に限り、最長5回まで契約を更新することができる。 4 委員会日時 令和8年7月6日（月）午前9時から午後5時まで	No.	ホウカツ名	受託法人（代表者）	契約初年度	1	ホウカツ新田	社会福祉法人 白寿会 （理事長 川名康氏）	令和5年度	2	ホウカツ扇	社会福祉法人 白寿会 （理事長 川名康氏）	令和8年度	3	ホウカツ東和	社会福祉法人 健修会 （理事長 白川理香）	令和8年度	4	ホウカツはなはた	社会福祉法人 聖風会 （理事長 近藤常博）	令和8年度	No.	ホウカツ名	合計点（平均点）	更新可否	1	ホウカツ新田	492点（98.4点）	○（4回目）	2	ホウカツ扇	459点（91.8点）	○（1回目）	3	ホウカツ東和	433点（86.6点）	○（1回目）	4	ホウカツはなはた	493点（98.6点）	○（1回目）
No.	ホウカツ名	受託法人（代表者）	契約初年度																																						
1	ホウカツ新田	社会福祉法人 白寿会 （理事長 川名康氏）	令和5年度																																						
2	ホウカツ扇	社会福祉法人 白寿会 （理事長 川名康氏）	令和8年度																																						
3	ホウカツ東和	社会福祉法人 健修会 （理事長 白川理香）	令和8年度																																						
4	ホウカツはなはた	社会福祉法人 聖風会 （理事長 近藤常博）	令和8年度																																						
No.	ホウカツ名	合計点（平均点）	更新可否																																						
1	ホウカツ新田	492点（98.4点）	○（4回目）																																						
2	ホウカツ扇	459点（91.8点）	○（1回目）																																						
3	ホウカツ東和	433点（86.6点）	○（1回目）																																						
4	ホウカツはなはた	493点（98.6点）	○（1回目）																																						

5 委員等構成

種別	氏名	役職等
委員	伊東 貴志	福祉部長
	黒岩 真吾	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者はつつ支援課長
	高橋 冬子	福祉部 高齢者施策推進室 医療介護連携課長
	小峯 直樹	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課長
	江川 博文	地域のちから推進部 絆づくり担当課長
オブザーバー	榊原 美樹	【学識経験者】 明治学院大学教授

6 評価対象期間

No.	ハウカツ名	評価対象期間
1	ハウカツ新田	令和7年4月1日から令和8年6月末
2	ハウカツ扇	令和8年4月1日から令和8年6月末
3	ハウカツ東和	
4	ハウカツはなはた	

7 評価基準

足立区地域包括支援センター事業業務受託事業者評価委員会設置要綱に定める評価基準に基づき採点を行い、全ての評価項目の合計の平均で判断をする。

評価基準	継続の可否
合計点の平均が8割以上	可
合計点の平均が6割以上8割未満	条件付きで可
合計点の平均が6割未満	否

8 評価方法

(1) 更新2回目以上のハウカツ（新田）

評価基準	評価方法
令和7年度事業業務委託実績評価	介護保険法に基づく事業業務委託評価結果の報告を受け、評価する。
令和8年度運営体制および事業計画等	令和8年度の業務運営体制やハウカツより提出された事業計画を基にヒアリングを行い、評価する。
個人情報管理状況・執務室環境	事業担当課によるハウカツの現地調査結果の報告を受け、評価する。

(2) 更新1回目のハウカツ（扇、東和、はなはた）

評価基準	評価方法
令和8年度運営体制および事業計画等	令和8年度の業務運営体制やハウカツより提出された事業計画を基にヒアリングを行い、評価する。
個人情報管理状況・執務室環境	事業担当課によるハウカツの現地調査結果の報告を受け、評価する。

9 評価項目

(1) ハウカツ新田

評価項目				配点	評価の 平均(※)	
①業務委託評価の結果 (令和7年度)	1	運営体制		5.0	5.0	
	2	総合相談支援		5.0	5.0	
	3	権利擁護		5.0	5.0	
	4	包括的・継続的ケアマネジメント支援		5.0	5.0	
	5	医療・介護連携推進		5.0	5.0	
	6	生活支援体制整備及び一般介護予防		5.0	5.0	
	7	認知症施策関連		5.0	5.0	
	8	地域ケア会議推進		5.0	5.0	
	9	家族介護者支援		5.0	5.0	
	10	寄り添い支援活動		5.0	5.0	
	小計			50.0	50.0	
②運営体制および事業計画等 (令和8年度)	1	人員配置 (4/1 時点)	主任介護支援専門員	3.0	3.0	
	2		保健師	3.0	3.0	
	3		社会福祉士	3.0	3.0	
	4	(4/1～6/30)	継続的な人員配置		3.0	3.0
	5	(6/30 時点)	主任介護支援専門員	3.0	3.0	
	6		保健師	3.0	3.0	
	7		社会福祉士	3.0	3.0	
	8	法人の協力体制		5.0	4.6	
	9	変化への対応力		5.0	5.0	
	10	チームアプローチ		5.0	5.0	
	11	地域ネットワークの活用及び構築		5.0	4.6	
	12	ハウカツ同士での連携		5.0	4.2	
	小計			46.0	44.4	
③実地検査	1	個人情報の管理・プライバシーの保護		2.0	2.0	
	2	執務室内の設備、設置場所		2.0	2.0	
	小計			4.0	4.0	
総合評価（合計）				100.0	98.4	

※ 委員5名の平均点

【評価結果に至ったポイント】

(ア) 当該法人は、令和8年度より足立区で2つのハウカツを受託することとなったが、委託業務に影響を及ぼさない人員体制を計画し、専門職員の複数配置を行っている。

(イ) 令和7年度より引き続き、地域のネットワークおよび、地域との顔が見える関係性構築を意識し、業務に取り組んでいる。

(2) ホウカツ扇

評価項目				配点	評価の 平均(※)
① 運営体制および事業計画等 (令和8年度)	1	人員配置 (4/1 時点)	職員配置状況	5.0	5.0
	2		主任介護支援専門員	5.0	5.0
	3		保健師等	5.0	5.0
	4		社会福祉士	5.0	5.0
	5	(4/1～6/30)	継続的な人員配置	5.0	5.0
	6	(6/30 時点)	職員配置状況	5.0	5.0
	7		主任介護支援専門員	5.0	5.0
	8		保健師等	5.0	5.0
	9		社会福祉士	5.0	5.0
	10	人員の確保		5.0	4.6
	11	後継者の育成		5.0	4.8
	12	公益性（公正で中立性の高い事業運営）		10.0	8.4
	13	地域性（地域特性を踏まえた事業運営）		10.0	7.6
	14	協働性（関係機関と連携した事業運営）		10.0	7.2
	15	独自の取組		3.0	2.2
小計			88.0	79.8	
② 実地検査	1	個人情報の管理		3.0	3.0
	2	執務室内の設備・環境		3.0	3.0
	3	相談室内の設備・環境		3.0	3.0
	4	ホウカツ設置場所		3.0	3.0
	小計			12.0	12.0
総合評価（合計）				100.0	91.8

※ 委員 5 名の平均点

【評価結果に至ったポイント】

- (ア) 令和 8 年度に受託法人が変更になったが、前受託法人が作ったネットワークを活用することはもちろん、新たなネットワーク構築にも尽力している。
- (イ) 受託中のホウカツ新田の職員を人事異動で配置するなど、法人理解のもと、専門職の複数配置を維持しつつ、途切れのないサービスが提供できるよう体制を整えている。

(3) ホウカツ東和

評価項目				配点	評価の 平均(※)
① 運営体制および事業計画等 (令和8年度)	1	人員配置 (4/1 時点)	職員配置状況	5.0	1.0
	2		主任介護支援専門員	5.0	5.0
	3		保健師等	5.0	5.0
	4		社会福祉士	5.0	5.0
	5	(4/1～6/30)	継続的な人員配置	5.0	5.0
	6	(6/30 時点)	職員配置状況	5.0	5.0
	7		主任介護支援専門員	5.0	5.0
	8		保健師等	5.0	5.0
	9		社会福祉士	5.0	5.0
	10	人員の確保		5.0	3.4
	11	後継者の育成		5.0	3.6
	12	公益性（公正で中立性の高い事業運営）		10.0	8.4
	13	地域性（地域特性を踏まえた事業運営）		10.0	8.8
	14	協働性（関係機関と連携した事業運営）		10.0	8.0
	15	独自の取組		3.0	2.4
	小計			88.0	75.6
② 実地検査	1	個人情報の管理		3.0	3.0
	2	執務室内の設備・環境		3.0	3.0
	3	相談室内の設備・環境		3.0	2.0
	4	ホウカツ設置場所		3.0	3.0
	小計			12.0	11.0
総合評価（合計）				100.0	86.6

※ 委員 5 名の平均点

【評価結果に至ったポイント】

- (ア) 区が定める人員配置数（専門職以外含む）に対し、年度当初に配置が間に合わなかった。不足していた人員は、5月に充足し、配置継続ができています。
- (イ) 高齢化率が比較的 low、交通インフラや地域ネットワークの充実等の地域特性がある中、地域内の中学校とも連携し、新たな世代へホウカツ認知度の向上を図っている。
- (ウ) 利用者の相談室が2階にあり、エレベーターはあるものの、受付から距離がある。

(4) ホウカツはなはた

評価項目				配点	評価の 平均(※)
① 運営体制および事業計画等 (令和8年度)	1	人員配置 (4/1 時点)	職員配置状況	5.0	5.0
	2		主任介護支援専門員	5.0	5.0
	3		保健師等	5.0	5.0
	4		社会福祉士	5.0	5.0
	5	(4/1～6/30)	継続的な人員配置	5.0	5.0
	6	(6/30 時点)	職員配置状況	5.0	5.0
	7		主任介護支援専門員	5.0	5.0
	8		保健師等	5.0	5.0
	9		社会福祉士	5.0	5.0
	10	人員の確保		5.0	4.6
	11	後継者の育成		5.0	5.0
	12	公益性（公正で中立性の高い事業運営）		10.0	9.2
	13	地域性（地域特性を踏まえた事業運営）		10.0	10.0
	14	協働性（関係機関と連携した事業運営）		10.0	10.0
	15	独自の取組		3.0	2.8
小計			88.0	86.6	
② 実地検査	1	個人情報の管理		3.0	3.0
	2	執務室内の設備・環境		3.0	3.0
	3	相談室内の設備・環境		3.0	3.0
	4	ホウカツ設置場所		3.0	3.0
	小計			12.0	12.0
総合評価（合計）				100.0	98.6

※ 委員 5 名の平均点

【評価結果に至ったポイント】

- (ア) 年度当初より専門職の複数配置を行っている。法人としても次世代の人材育成に注力しており、定期的にリーダーが職員と面談し育成と離職率の低下に努めている。
- (イ) 地域をつなぐハブとなることを常に意識し、率先して地域参加を行っている。文教大学や地域内の小学校等への働きかけも行いホウカツの認知度向上にも尽力している。

10 今後の方針

(1) 安定した運営の維持

引き続き、地域包括支援センターが実施している事業や運営状態を評価し、必要に応じて改善を行い、安定した運営と区民サービスの向上を目指す。

(2) 契約方法の変更

令和7年度から令和14年度にかけて、25か所全ての契約方法を順次プロポーザル方式に切り替えていく。

厚生委員会報告資料

令和8年8月19日

件名	介護保険料の外国語による納付勧奨メッセージのSMS送信開始について
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課 区民部 特別収納対策課
内容	介護保険料の「外国語による納付勧奨メッセージのSMS送信」を令和8年11月から開始するため、報告する。 1 SMS送信とは 複数の携帯電話やスマートフォンの電話番号に一斉にメッセージを送信できるSMS送信サービス（ショート・メッセージ・サービス） 2 目的 外国語SMS送信で外国人滞納者との接触を図り、納付につなげる。 3 開始月 令和8年11月 （住民税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料も同時期に開始） 4 対象者 介護保険料の督促後、日本語のSMS送信に応答が無い外国人滞納者（永住者及び特別永住者は除く） 5 送信イメージ 《納付勧奨メッセージ》 足立区納付案内センターです。足立区介護保険課から介護保険料について、大切なお知らせがあります。 お手数ですが、介護保険課〇〇係（03-〇〇〇〇-〇〇〇〇）までご連絡ください。 ※このSMSは送信専用のため返信は受けられません。 ※ 実際のメッセージは、外国人滞納者の国籍に応じた外国語となります。 6 送信言語（6言語） 英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、ミャンマー語 7 送信件数（令和8年度の見込み） 約30件 （新規で督促状を送付する約100名のうち電話番号を把握している割合約30%より算出） 8 今後の方針 納付が困難な方には、個々の実情に寄り添い丁寧な対応をしていく。

厚生委員会報告資料

令和8年8月19日

件名	足立福祉事務所第二次滞納対策アクションプラン（R6～R8）の取組み報告について																																							
所管部課	福祉部 足立福祉事務所 生活支援推進課																																							
内容	生活保護費返還金（※）の第二次滞納対策アクションプラン（令和6～8年度）の令和7年度取組み実績について報告する。 ※ 虚偽の申告等により不正に保護費を受給した場合（強制徴収債権）や、年金・手当・給与等の収入や資産が保護費の受給後に判明した場合（非強制徴収債権）に生じる生活保護費の過払い金のこと。 1 収納率と債権額の推移 <table><thead><tr><th>年度</th><th>債権額 (千円)</th><th>収納率 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>R2</td><td>2,553,767</td><td>20.24%</td></tr><tr><td>R3</td><td>2,490,848</td><td>17.90%</td></tr><tr><td>R3</td><td>2,474,318</td><td>19.38%</td></tr><tr><td>R4</td><td>2,445,469</td><td>19.24%</td></tr><tr><td>R4</td><td>2,495,057</td><td>20.66%</td></tr><tr><td>R5</td><td>2,402,709</td><td>17.18%</td></tr><tr><td>R5</td><td>2,465,523</td><td>20.94%</td></tr><tr><td>R6</td><td>2,454,105</td><td>20.25%</td></tr><tr><td>R6</td><td>2,556,492</td><td>21.21%</td></tr><tr><td>R7</td><td>2,387,185</td><td>14.30%</td></tr><tr><td>R7</td><td>2,582,431</td><td>22.07%</td></tr><tr><td>R8</td><td>2,306,777</td><td></td></tr></tbody></table> （1）令和7年度は、収納率が令和6年度より1.84ポイント低下し、そのため債権額も前年度に比べ25,939千円増加した。 （2）令和6年度に開始した預貯金等の電子照会により、未申告収入の発覚が増加し、債権額増の一因となった。発覚した時には既に費消されていることが多く、徴収が困難なことから収納率低下の一因ともなっている。 （3）債権額を減少させるため、令和7年度に職員研修を実施し、新たな返還金を発生させない取組みを行った結果、現年度の返還金は減少し一定の効果があった。引き続き、その取組みを継続するとともに、返還金の徴収進捗を一覧表で見える化するなど、常に収納率向上を意識して取り組む。	年度	債権額 (千円)	収納率 (%)	R2	2,553,767	20.24%	R3	2,490,848	17.90%	R3	2,474,318	19.38%	R4	2,445,469	19.24%	R4	2,495,057	20.66%	R5	2,402,709	17.18%	R5	2,465,523	20.94%	R6	2,454,105	20.25%	R6	2,556,492	21.21%	R7	2,387,185	14.30%	R7	2,582,431	22.07%	R8	2,306,777	
年度	債権額 (千円)	収納率 (%)																																						
R2	2,553,767	20.24%																																						
R3	2,490,848	17.90%																																						
R3	2,474,318	19.38%																																						
R4	2,445,469	19.24%																																						
R4	2,495,057	20.66%																																						
R5	2,402,709	17.18%																																						
R5	2,465,523	20.94%																																						
R6	2,454,105	20.25%																																						
R6	2,556,492	21.21%																																						
R7	2,387,185	14.30%																																						
R7	2,582,431	22.07%																																						
R8	2,306,777																																							

<参考>令和6年度までの推移

(1) 令和3年度

債権の欠損実施により債権額が減少し、令和4年度の収納率が向上した。

(2) 令和4年度

債務者存命債権の徴収事務を進め即時消滅としなかったため、不納欠損額が減少し前年度に比べ債権額が増加した。

(3) 令和5年度

収納率が令和4年度より2.06ポイント下がったが、債権整理を進めた結果、不納欠損が増加し債権額が減少した。

(4) 令和6年度

高額な不正受給が複数発覚したことや、不納欠損額が減少したことが影響し、令和5年度より債権額が90,969千円増加した。

2 債権額の内訳（令和8年5月31日現在）

債権区分			件数	債権額	対応方法
A	強制徴収債権 (不正就労、虚偽 申告等で発生 差し押さえ可能)	受給 世帯	2,036 件	725,978 千円	ケースワーカーか ら納付指導
B		廃止 世帯	1,620 件	991,769 千円	<u>次項 3 (1) 参照</u>
C	非強制徴収債権 (上記以外)	受給 世帯	4,753 件	367,064 千円	ケースワーカーか ら納付指導
D		廃止 世帯	6,041 件	497,620 千円	<u>次項 3 (2) 参照</u>
債権合計			14,450 件	2,582,431 千円	

3 生活保護廃止世帯の債権に対する取組み

収入等の状況の把握が困難な廃止世帯について、以下のとおり取り組んだ。

(1) 強制徴収債権

生活保護廃止者の強制徴収債権のうち、高額または債務者死亡の債権について、区民部特別収納対策課へ移管し、専門的な視点から回収可否を判断のうえ、債権整理を実施した（高額または債務者死亡債権を令和7年度は73件移管）。

		件数	金額
移管債権 (A) = (B) + (C)		173 件 (100 件)	181,694 千円 (88,638 千円)
	調査完了 (B)	146 件 (57 件)	159,251 千円 (54,591 千円)
	完済	7 件 (1 件)	9,352 千円 (1,394 千円)
	分割納付	24 件 (0 件)	16,489 千円 (0 千円)
	執行停止相当	115 件 (56 件)	133,410 千円 (53,197 千円)
	(執行停止相当のうち) 不納欠損 (※2)	37 件 (15 件)	33,959 千円 (14,076 千円)
調査継続 (C)		27 件 (43 件)	22,443 千円 (34,047 千円)

※1 数字は令和6年度からの累計。()内の数字は令和6年度実績

※2 債務者死亡事案は即時消滅（不納欠損）、その他は執行停止後3年または時効により消滅する。

(2) 非強制徴収債権

ア 債権放棄及び不納欠損に向けた相続人調査

生活保護廃止者の非強制徴収債権のうち、債務者死亡の債権について、生活保護費滞納整理専門員（国税OB職員2名）による債務者死亡事案の相続人調査を行った。

		件数	金額
調査着手		272 件 (93 件)	44,082 千円 (13,242 千円)
	調査完了	142 件 (57 件)	22,052 千円 (9,571 千円)
	(調査完了のうち) 不納欠損	57 件 (0 件)	11,609 千円 (0 円)
	調査継続	130 件 (36 件)	22,030 千円 (3,671 千円)

※1 数字は令和6年度からの累計。()内の数字は令和6年度実績

※2 相続人調査とは、債務者が死亡している場合に、その相続人の有無

を調べるもの。調査の範囲は第三順位まで（配偶者、子、父母、兄弟姉妹など）。相続人が不存在または相続放棄の意思を示している場合には、債権放棄及び不納欠損の処理をする。

イ 少額債権の放棄

生活保護廃止者の非強制徴収債権のうち、5万円未満の少額債権を債権管理条例に基づき放棄した。

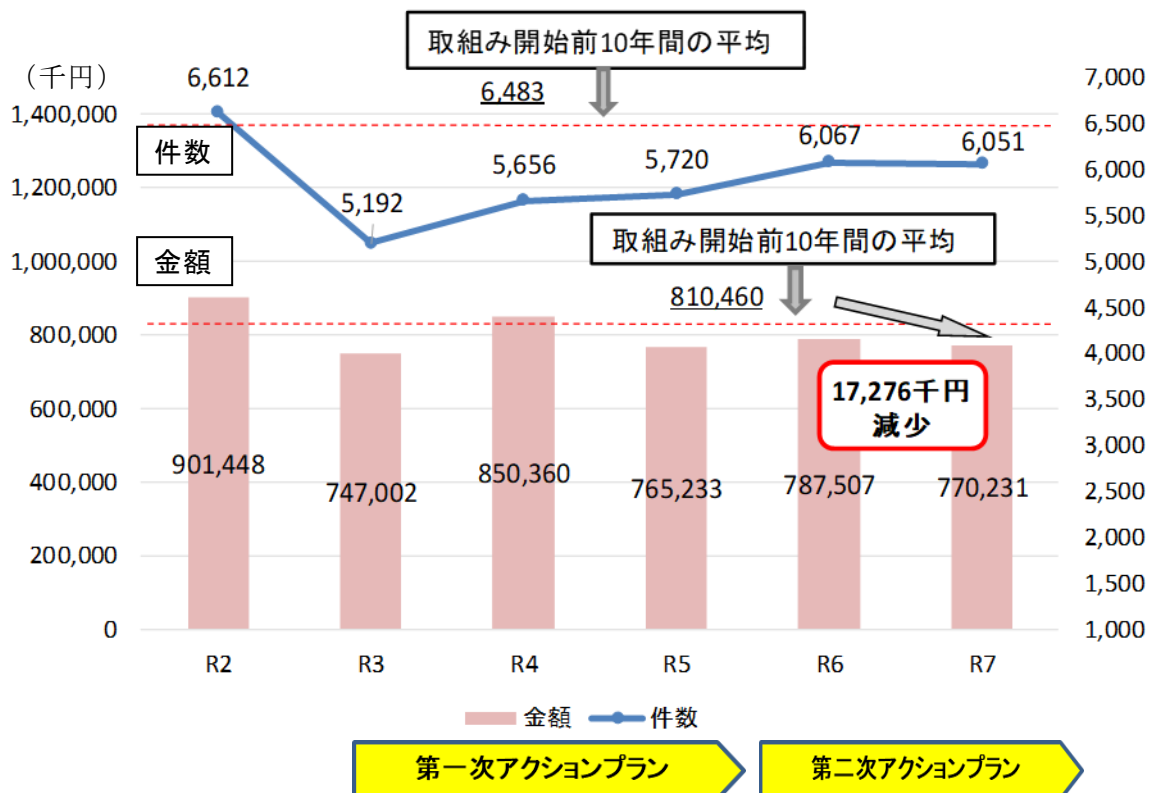
	件数	金額
少額債権合計（※1）	9,474 件 (6,260 件)	362,682 千円 (128,354 千円)
債権放棄、不納欠損（※2）	607 件 (143 件)	13,786 千円 (2,937 千円)
納付指導継続	8,867 件 (6,117 件)	348,896 千円 (125,417 千円)

※1 令和8年6月1日現在の合計額。（）内の数字は令和6年度実績

※2 債務者が死亡、失踪、他団体で生活保護受給中の場合にのみ債権放棄した。

※3 令和6年度より破産免責に関する情報取得について、官報に掲載された情報から該当者を把握する取組みを行い、その情報をもとに少額債権を含め積極的に債権放棄の処理を行っている。

4 返還金（生活保護費の過払い金／各年度新規決定）発生状況



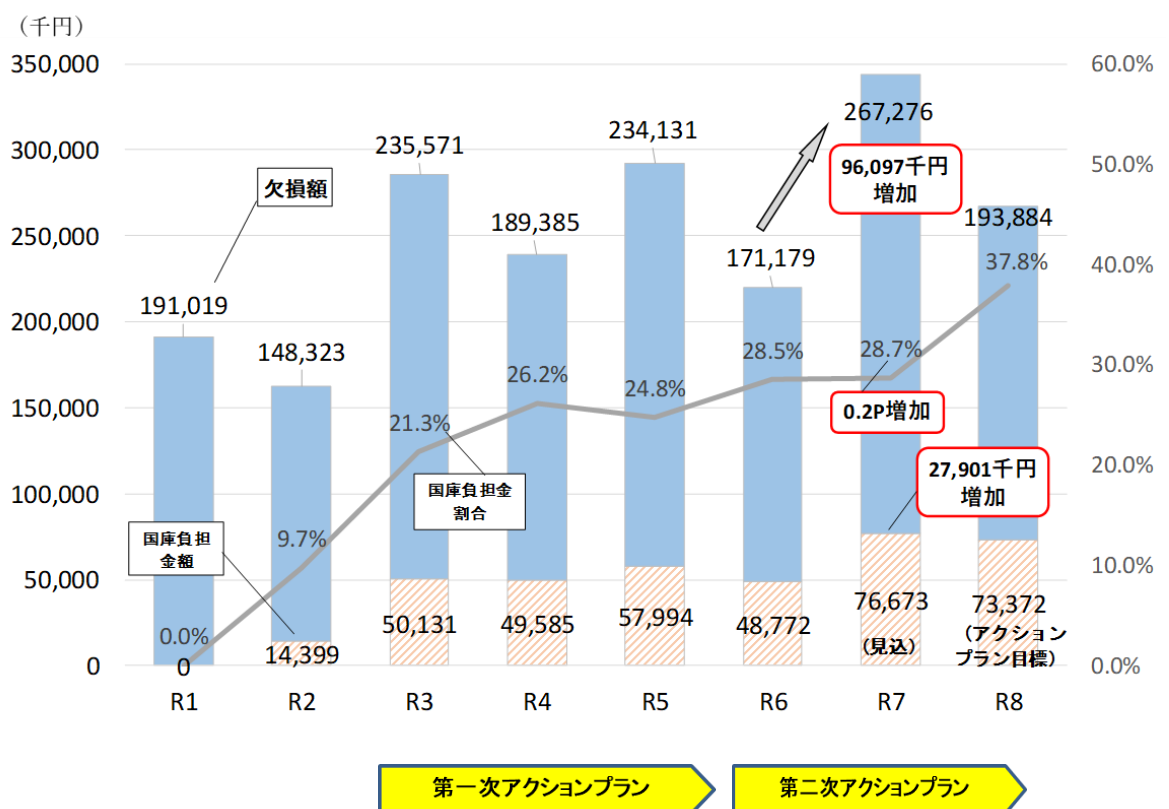
(1) 返還金については、令和6年度に発生額、件数ともに増加したものの、令和7年度は発生額、件数ともに減少した。

(2) 悪質かつ高額な不正受給の発覚による法第78条徴収決定額(※1)は令和6年度より増加した一方、債権管理について職員研修を行うなど、返還金を新たに発生させない取組みを行ったことにより、新規の法第63条返還決定額(※2)が減少したため、返還金額と件数の減少要因となった。

※1 虚偽の申告等により不正に保護費を受給した場合に徴収決定される返還金(強制徴収債権)

※2 生活保護受給中に年金・手当・給与等の収入や資産が判明した場合に生じる生活保護費の過払い金に対する返還金(非強制徴収債権)

5 不納欠損額に対する国庫負担金(収入)の推移



(1) 令和3年度より適正な欠損処理(国が定める債権処理手順に基づく)を行い、それに伴い国庫負担金(※)が増加した。

(2) 令和7年度は適正な欠損処理により不納欠損額が前年より96,097千円増加したことに伴い、国庫負担金も27,901千円増加の見込みとなった。不納欠損額のうち国庫負担金の割合は28.5ポイントから28.7ポイントとなり、0.2ポイント増加した。

※ 国が定める適正な返還金等の債権管理手順(債権管理台帳の整備、督促状の送付、時効中断処理、相続人調査等)により不納欠損となった場合は国から欠損額の3/4が交付され区の収入となる。

6 令和8年度取組み、今後の課題

第二次滞納対策アクションプラン（令和6～8年度）により、引き続き返還金を発生させない取組みを強化し、さらなる債権管理の強化を図る。

（1）遡及年金の迅速な徴収

遡及して支給される年金を早期に返還決定する仕組みを構築し、滞納を防止する。

令和7年度	令和8年度	今後の課題
年金調査専門員を生活支援推進課と各福祉課へ1名ずつ配置。遡及年金の管理シートを作成。	各福祉課で管理シートを活用し、遡及年金の受給確定から返還決定、回収までの管理を行い、担当者以外も状況が把握できるようにする。生活支援推進課から該当者について各福祉課へ定期的に処理の後追いをを行う。	ケースワーカーの業務内容として、訪問や保護費の支給が優先事項となるため、定期的に管理シートの確認を行う周知や声掛けなどの仕組みが必要。

（2）ケースワーカーの債権に対する意識向上

第二次滞納対策アクションプランの推進にあたり、各福祉課職員の債権に対する意識を強化し、取組み項目についての理解と認識を深める。

令和7年度	令和8年度	今後の課題
令和6年度取組みに加え、具体的な処理手順や事務フロー等について、各福祉課の査察指導員、ケースワーカー、経理担当者計251名に対し、債権管理の意識向上に向けた研修を実施した。	新規採用者・異動者に対し、継続して研修を実施する。また、査察指導員に対し、徴収の進捗管理を行うための説明会を実施し、職員への随時の声掛けや返還金の一覧表による進捗確認を行う体制を整える。	研修後のモチベーションの継続、業務負担の増大を抑制する職場環境の整備。

（3）第三次滞納対策アクションプランの作成

現行の「第二次滞納対策アクションプラン」が令和9年5月で期間終了となる。より実情に合わせた効果的な滞納整理や新たな債権の発生抑制を計画的に実施するため、改定作業を行い、「第三次滞納対策アクションプラン」を作成する。

＜参考＞第二次滞納対策アクションプランのポイント

取組の概要

- (1) 返還金を新たに発生させない取組み
 - ア 資産調査業務の集約により、保護申請時の財産の確認から債権回収までを一元管理
 - イ 預貯金調査の電子化による資産の早期把握と保護費の過払い抑制
 - ウ コンビニ納付等の納付方法の多様化
- (2) 累計債権額減少に向けた取組み
 - ア 特別収納対策課と連携し、積極的な財産調査と債務者の状況に応じた徴収を実施
 - イ 回復見込みのない債権については適正な手続きにより執行停止(※1)・債権放棄(※2)・不納欠損(※3)を実施

※1 財産調査の結果、回収の見込みがない場合に、国税徴収法第153条に基づき滞納処分の執行を停止すること。停止後3年間は、債務者の財産が増加した場合等を除き、催告を停止する。

※2 債務者が死亡や生活困窮等で回収の見込みがない場合に、足立区の債権の管理等に関する条例第14条に基づき徴収に係る権利を放棄すること。

※3 回収の見込みがない債権について、その債権額を除去する決算上の処理のこと。

厚生委員会報告資料

令和8年8月19日

件名	生活保護費基準引下げ処分取消等請求訴訟の最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付における申請受付期間及び支給スケジュールについて																																																																																
所管部課名	福祉部 足立福祉事務所 生活支援推進課																																																																																
内容	生活保護費基準引下げ処分取消等請求訴訟の最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付（対象：平成25年8月から令和8年3月まで、生活保護を受給していた世帯）について、国から申請受付期間が提示されたことにより支給スケジュール等が定まったため、以下のとおり報告する。 1 申請受付期間（生活保護廃止世帯） 令和8年8月1日（土）から令和9年7月31日（土）まで 2 支給スケジュール （1）生活保護受給中世帯 9月定例保護費支給分から順次支給する。対象期間に転出入をした方が多い世帯など、金額算出に確認時間を要するケースも一定数（約1,200世帯）あることから、支給完了見込は年内を予定。 （2）生活保護廃止世帯 8月1日（土）からオンライン及び郵送申請受付開始（※）、8月3日（月）から窓口受付開始。審査終了後に支給。審査期間は、おおむね1か月程度を見込んでいるが、対象期間に転出入をした方が多い世帯などには、1か月以上を要する場合もある。 ※ 今回、国が示した全自治体統一の申請受付開始日 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="5">R8</th><th colspan="3">R9</th></tr><tr><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>1月</th><th>7月</th><th>8月</th></tr><tr><td colspan="9">（1）生活保護受給中世帯（約18,300世帯）</td></tr><tr><td>支給額計算</td><td colspan="5">→</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>支給</td><td></td><td colspan="5">→</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="9">（2）生活保護廃止世帯（約29,000世帯）</td></tr><tr><td>申請受付開始</td><td colspan="5">→</td><td>→</td><td></td><td></td></tr><tr><td>審査・支給額計算</td><td colspan="5">→</td><td>→</td><td>→</td><td></td></tr><tr><td>支給</td><td></td><td colspan="5">→</td><td>→</td><td>→</td></tr></table> ※ 生活保護廃止世帯について、令和9年7月末に申請受付した場合は、審査終了後に支給するため、実際の支給時期は8月を超える可能性がある。		R8					R9			8月	9月	10月	11月	12月	1月	7月	8月	（1）生活保護受給中世帯（約18,300世帯）									支給額計算	→								支給		→							（2）生活保護廃止世帯（約29,000世帯）									申請受付開始	→					→			審査・支給額計算	→					→	→		支給		→					→	→
	R8					R9																																																																											
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	7月	8月																																																																									
（1）生活保護受給中世帯（約18,300世帯）																																																																																	
支給額計算	→																																																																																
支給		→																																																																															
（2）生活保護廃止世帯（約29,000世帯）																																																																																	
申請受付開始	→					→																																																																											
審査・支給額計算	→					→	→																																																																										
支給		→					→	→																																																																									

3 専用コールセンター・申請相談支援窓口の設置（外部委託）

（１）専用コールセンター

設置期間 令和８年７月２１日（火）から

（２）申請相談支援窓口

設置期間 令和８年８月３日（月）から

※ 専用コールセンター、申請相談支援窓口の終期については、国から提示された申請受付期間を鑑み、別途検討する。

4 今後の方針

（１）対象世帯に対し、期日までに確実に支給できるよう、適正な進捗管理を実行する。

（２）生活保護廃止世帯については、必要な情報が行き届くよう、区広報紙及びホームページへの記事掲載や区内主要施設等へのポスター掲示等、引き続き効果的な周知方法を検討していく。